

論文

自死遺族における二次被害とは何か
—聞き取り調査による実態と背景—

岡 本 洋 子

要 旨

わが国で国による本格的な自殺対策が展開されることとなったのは、2006（平成18）年に自殺対策基本法の制定による。その背景には、自死による死亡者が、1998（平成10）年に年間3万人を超え、しばらく3万人台の高止まり状態が続いたことにある。その後2012（平成24）年以降、ようやく3万人を下回る状態になり、2018（平成28）年については、暫定値として年間の自死による死亡者が約21,900人と2009年より約1万人が減った。

しかし、まだ自死者の数は世界的にみても高い。また、この数字はあくまでその年の自死者の人数を示しているに過ぎず、年間3万人となった1998年からこれら自死者の累計は、約60万人に上る。また、自死は関係する周囲の者たちに悲嘆や苦痛といった苦悩を与える。自死者の家族である自死遺族については、日本の1世帯当たりの人員が2.38人（平成27年国勢調査：総務省統計局）であることから推定約1,500万人に上り、これは国民の約8人に1人という割合になる。いかに多くの自死遺族が自死の影響を受け、苦しみを経験しているかが推察される。

本稿では、これまで自死遺族が受けた偏見や差別、それから生じた様々なトラブルは、問題として可視化され、取り上げられることは極めて稀であったことから、これらの問題を二次被害として、その実態を知ることを目的に調査研究することとした。今回の自死遺族への聞き取りを中心とした二次被害の調査の分析で、精神的、身体的苦痛や生活的、経済的、社会的な面での損失などを受けたという様々な問題が多様な場面で起こっていることなど

次被害の問題の実態が示された。そして、その背後にあるわが国の歴史的文化的な社会の構造も浮かび上がってきた。

はじめに

2006（平成18）年、自殺対策基本法が我が国において制定され、それから10年がたった。自死¹⁾（本稿では、遺族の意向により、「自殺」に替え、「自死」の言葉を使用）による死亡者が年々減少これは、一つに自殺対策の効果が上がったと言えよう。2018（平成28）年について厚生労働省は、暫定値として年間の自死による死亡者が約21,900人であったと報告した²⁾。

ただ、いまだに年間の自死の死亡者は、約2万人台の状態である。国際的にみると主要国G8参加国との比較で2013年の10万人対のわが国の自殺死亡率は、20.7であり、ロシアの22.4（2012）に次ぎ、第2位の高さである（内閣府、2016：10）。

自死による影響は、ある日突然に始まり、いつ終わるともしれない長期の悲嘆や苦悩を家族や関係者に及ぼす。そしてさらには心身の健康やまた生活困難などの不自由をもたらす。しかし、自死で家族を亡くした遺族の存在はあまり知られていないのが現状だ。確かに知られたくないという遺族が多いのも事実であるが、彼らの経験しているさまざまな被害について、知られないまま苦痛にあえいでいる人たちがいるのも事実である。彼らは、自死で家族を亡くしたということによる悲しみ苦悩などの第一次的苦痛に加え、その死が自死だったということからの差別や偏見による苦痛にも苦しんでいる。彼らはそれを「二次被害」として今、社会に訴えている。

そこで、自死遺族への二次被害についてその被害の実態や状況はどのようなものかを明らかにしていこうということと、また、その背景には何があるのかについて理解を深めていこうというのが本稿の趣旨である。

第1章 自死遺族と「自死」

では、自死遺族と「自死」について、なぜ自殺でなく「自死」という言葉

を用いるのかを考えてみたい。

第1節 自死とは

1. 「自殺」の定義と「自死」

自死とは、自殺の別名である。では、自殺とは何か、その定義から考える。自殺の定義には様々の捉え方があり、その主なものを紹介していく。

まず、フランスの社会学者E.デュルケームは、その著書『自殺論』の中で「死者自身によってなされた積極的な、または消極的な行為から、直接または間接に生ずる死で、死者がこの結果の生ずべきことを知っている場合に、これを自殺という」としている（Durkheim 1985: 22）。次に、米国の自殺研究家E.S. シュナイドマンは、『自殺とは何か』の著書の中で、次のように自殺の定義を提案している。

今日の西欧社会において、自殺は、自ら手を下した意識的行為によってもたらされた死とされる。

その行為は、死ぬことが最良の解決法と認識された出来事に直面し、窮地を脱することを願った人物の、多くの次元をもった苦痛によってもたらされる、と考えると最も理解しやすい（Shneidman 2003: 244）。

そして、わが国の自殺研究者で精神科医の大原健士郎は、その著書『「生きること」と「死ぬこと」』の中で、「自ら生命を断つ行為で、顕著的であれ、死ぬ意図が認められたもの」と定義している（大原 1996: 16）。

これらの定義から、自殺は自ら意図して遂行した死と捉えることができる。一方で、自殺に至る理由や経緯も様々であり、意図的とはいえ、「自殺せざるをえなかった結果の死」との認識が自殺対策基本法の制定以来、強調されるようになってきた。その背景には、年々複雑化してくる社会情勢や様々な依存症等を患った精神疾患が発症したことにより自殺に追い込まれたとみられる事例が多く認められたことにある。また、自殺対策基本法の制

定の翌年2007年に制定された自殺総合対策大綱第1 - 2には、「多くの自殺は、個人の自由な意思や選択の結果ではなく、様々な悩みにより心理的に『追い込まれた末の死』であると明記されている。

2. 「自殺」から「自死」へ

そのような考え方から鑑みると、自殺という言葉は、「自分を殺す、殺める」との意であり、死に向かう積極性を感じさせる。しかしながらこれでは、前述したような自殺の定義や自殺対策の基本認識：「追い込まれた末の死」からも適切な捉え方とは言い難い。むしろ、その死を選択するしかなかった受け身的な死と捉えれば、「自死」という言葉がより実情を表し、相応しい表現といえる。

「自死」という言葉は、これまで「自死遺族」という言葉で用いられることが多かったのが、社会での認識も少しずつ進んできているようである。病死や事故死という表現と並列した言葉として今後、さらに社会に自然に受け入れられていくことが望まれる。

なお、この「自殺」から「自死」への言葉の置換については、二次被害とも関係していることでもあり、第2章と第3章でさらに深く述べていく。

本稿においては、自死遺族の立場から考えた「自死」という言葉を用いている。

第2節 自死遺族の実態

自死遺族とは、その言葉が表わすように自死で家族を亡くした人々のことである。そして、多くの自死遺族は「自死」という言葉を使うようお願い、自助グループにおいては社会に国に要望してきた。前述のように自死は自殺の別名であるが、その意味の違いは大きい。「自殺」という言葉には殺すという文字が入っており、己を殺すという意味にとられることは自死遺族にとって耐えがたいことである（清水 2009：221）。一般人にとって自然に使われていた言葉が、自死者や遺族にとっては尊厳や名誉を甚だ傷つけることと

なってきたのである。それは時に気づかずに遺族の心を傷つけ、悩ませてきた。また、当然のこととして責めを課されたり、追求されたり人権の尊重は無視されてきたと言わざるを得ない状態が続いてきた証しでもある。

「自死遺族の実状」から見える実態

では、自死遺族のおかれた状況はどのようなものであろうか。その実態ははっきりとはつかめていない。実態調査が国レベルでの確立された調査が行われていないためである。そのことからまた、自死遺族が社会において表に出にくい、表明し難い状況が見えてくる。

そこで、NPO法人ライフリンクの『自殺実態白書2013』の「第四章 自死遺族の実状」からみていきたい。

まず、遺族数の推計については、2006年時点で約300万人としている。次に、自死遺族の実状については、2007年から同法人の実施した「自殺実態1000人調査」により紹介する。この調査では、選択項目252、自由項目224の計476項目について直接聞き取りのかたちで実施している。それにより分かってきたことは、「故人の死に関しての何か気になる周りからの言動があったか」の質問に、56.4%が「あった」と答えていることである。そして、警察の対応（現場検証等）に、24.6%が不満を感じたという結果であった。また、家族を亡くしたことによる抑うつ感が、直後が約60%、その後（平均8年10カ月後）で40%強の人が引き続き感じているという状態であった。

生活面では、家計の悩みが、1年後が20%であるのに、10年以上になると27%と年が経過するごとに負担が増えていると回答している。また、死後の手続きでどこが相談窓口が分からなかった（特に借金の整理のことなど）。また、故人が自殺したアパートの管理会社から賠償請求をされた等の声が挙げられている。

この調査では、自殺のサインについても質問している。「故人が自殺のサインを出していた」と46.2%がそう思うとこたえていたが、それをサインだと当時思っていた人は20%であった。そのことで、過去を振り返った際、故

人からのサインとして思い返されそのことで自責の念で苦しむというものであった。

このことに関し、同法人では、「自殺のサインは、遺族を苦しめるひとつの材料であるかもしれない」とし、また「自殺予防とは自殺を防ぐと同時に遺族を苦しめることになる可能性のあることに触れておきたい」と指摘している。そのことも含め、「4人に1人の遺族が『死にたい』と答えるなど生活に憤りや生き辛さを抱えなければならぬ」現状があること、生活再建が心理面の支援と共に必要であると述べている（山口・根岸・藤原 2008：472）。

第2章 自死遺族における聞き取り調査による二次被害

第1節 二次被害とは何か

では、自死遺族への二次被害とはどのようなものなのか。二次被害という場合、一次は何を指すのか。それは、自死で家族を亡くしたことによる悲嘆や苦しみである。多くが突然のことであり、また第一発見者が遺族となった家族ということも少なくなく、その時のショック、またその後の通報など精神的負担は計り知れない。

次に、二次となる被害とは何を指すか。それは、「自死」ゆえに遺族が受ける他の死因とは違った精神的、心理的、社会的被害といえる。

自死遺族のケアのために奔走し、自らグリーンケアのNPOを創設した精神科医の平山正実は、この二次被害について、自死で亡くなった場合、警察官と監察医から犯罪による殺人か自死かを鑑別するための現場検証に立ち会い、また尋問を受けることになりそれは容疑者扱いを受け、聞かれたくない内情についても質問され供述を強いられるなどの苦痛や屈辱を経験することに言及している。遺族はそのような尋問の過程で、「警察当局によって、自らと死者の尊厳が損なわれたと感じる」と指摘している（平山、2004：13）。

では、そのほかにどのような自死遺族への二次被害があるのだろうか。被害の様相を知ることは、社会にとっても何が遺族にとって二次被害となっているかについて理解と関心が強まるものとなろう。実際に、どのようにして

自死遺族にとって二次被害となって苦しんでいるのか、その背景に何があるのかを知ることで、さらにその構造的課題点を明らかにする道筋となると考えられる。

本稿では、これらの点に焦点を当て、二次被害の様相を知るための方法として実際に二次被害で苦しんだ経験がある、また今もそれは続いているという遺族の方々に聞き取り調査をすることとした。

第2節 研究方法―自死遺族における聞き取り調査

1. 調査方法

1) 調査協力者の選定方法

本調査の対象者は、自死遺族であり、全国各地から自死遺族のフォーラムに集まってきた方々から、この研究の趣旨に理解を示しご協力いただいた方々である。

2) データの収集方法

聞き取り調査は、2016年9月10日、11日、及び10月21日に行った。調査協力者には、自由意思による調査を行った。インフォームドコンセントにより、この調査・研究へのご協力の同意をされた方を対象にした。対象者が調査への参加を中止したいと希望した場合は、いつでも中止できること、その場合、収集した情報（データ）の分析は速やかに中止し、その情報を削除することを伝えた。また、対象者に不利益が及ぶことはないこと、聞き取りにおいては、同意が得られた場合にテープレコーダーに録音すること、もし同意されなければメモによる記録のみにすることを伝えた。実施方法は、まず別紙「聞き取りによる調査の説明とご協力をお願い」によってこの調査の趣旨を説明し、ご理解と同意をいただいたうえでご協力をお願いした。そして、「同意書」に協力者と筆者である調査者が署名し相互に交換した。

聞き取り調査は、半構造化インタビューで行った。二次被害についてのおおまかな「調査票」を示し、そこから自由に話していただいた。

3) 分析方法

聞き取り調査で得た5名のデータをそれぞれ逐語録化し、繰り返し読み込み、二次被害の概念について、グラウンデッド・セオリーを参考にコンセプトを抽出していった。次にそれらをサブテーマとして段落を構成。そのようにしてまとめたものを、調査協力者にチェックしていただき、「聞き取り調査の内容」として記載した。

4) その他、引用した資料

- ①自死遺族の手記集や国に対して提出された自死遺族の置かれている被害や解決に向けての要望書の内容、また、自死遺族団体のホームページ等に掲載された文章
- ②法律専門家等による自死遺族への二次被害についての講演内容、シンポジウムで語られた内容、自死遺族団体の機関紙に掲載された研究者の投稿論文、また二次被害の判例等

5) 倫理的配慮

- ①聞き取りについては、その趣旨や質問事項を説明し同意書を取りかわす。同意いただいた上で、聞き取りを行い、それをテープレコーダーに録音させていただく。聞き取り中に語りたくないことや中断したいときはいつでもその要望に応じる。収集したデータは速やかに文書に起こし、鍵のかかるロッカー又は引出しに厳重に保管する。データの内容は守秘義務を厳守する。データの録音されたテープは、その後廃棄する。
- ②個人が特定されないようデータ内容の論文への引用に際しては、固有名詞、氏名、名前やイニシャルについても記載しない。また必要な場合は、文章の趣旨が損なわれない程度の加工を行う。本研究以外には、聞き取りデータの内容の引用や内容要約の採用は行わない。
- ③これらのことをインフォームド・コンセントを行い、確認したものを

「同意書」で取り交わした。この聞き取り調査については、熊本学園大学の研究活動適正化委員会に申請し、承認を得た。

- ④ 4) の①と②の資料については、要望書やホームページの作成団体、また法律家や研究者に承諾を得て引用した。

2. 結果

聞き取り調査に応じ、ご協力いただいた方は、5名（男性2名、女性3名）であった。

協力者の背景については、「2. 聞き取り調査の内容」に記載している。

時間は、一人当たり30分から1時間内であった。話はいつ終わられてもよいということで、30分以内で終わった方も1名おられた。聞き取りを行った場所は、フォーラムの行われた会場の控室、宿泊のホテルのロビー、また、喫茶店となった。

聞き取り調査では、1名がテープとメモで、4名はメモで記録した。その後、3名については聞き取りで不明だったところを再確認のためメールで質疑応答を行った。

調査の協力者は、当初6名であったが、その中の1名が後日聞き取り調査を辞退したいとの連絡がメールであり、対象者から除いた。理由としては、自分は二次被害に遭っているとは思えないからというものであった。

3. 聞き取り調査の内容

1) 語られた二次被害の実態

突然の事実と向き合う遺族

自死については、その多くの遺族が予期せぬことだったと述べている。昨日と今日が180°変わってしまったようだ。そして、その事実を受け入れられないというのが率直な気持ちである。受け入れられない気持ちのまま、事実を受け入れざるを得ない。そこに、自己との葛藤が生じる。さらに、その後の周囲の変化が遺族の辛い思いに追い打ちをかける。

聞き取りでは、それぞれの自死遺族としての体験とそれに纏わる様々な事後の変化を語っていただいた。その中から、二次被害という実態も少しずつ見えてきた。

①Aさん（60代、女性、夫が自死）の場合

ある日突然、警察に呼ばれて

夫を12年前に自死で亡くした主婦のAさんは、その日のことを述懐する。12月28日仕事納めの日の朝8時、警察から、「ご主人の車が岸壁に乗り捨てられているので確認に来てほしい」との電話がかかってきて警察に行った。この日を鮮明に覚えているのは、後日なぜ夫が年の変わる前に命を絶った理由が分かったからである。夫は翌年の1月4日からは、夫が主となり会議をしたり、仕事を進めていかななくてはいけない立場を命じられ、内容が大幅に変わる仕事に不安を抱えていたということが分かったからである。何のこともだかよくわからないまま、主人のことを訊ねられ、2時間ほどの事情聴取が行われた。その後、(主人の) 写真を見せられ、次にシャッター付きガレージに“置かれている”(ブルーシートで覆われた) 主人の顔覆いだけをとって本人と確認をした。それは、「地面より少し高いところに置かれてあり、まるで“物扱い”で、人間扱いされていなかった」と。その時のやるせない思い、悔しさ、無力さなど複雑な胸の内を語った。

Aさんは、この時のことを手記にも綴った。暮れも押し詰まった日の朝、警察からの電話で知らされた。それから事情聴取で根ほり葉ほり聞かれた後、主人を確認したが、その検証の場面は、忘れる事の出来ないほどの屈辱感と悲哀感の入り混じった辛い経験であったと。

また、その時の気持ちを「テレビで見たことのある狭い部屋に小さいテーブルとアームのライトがあり、テレビの取り調べ室と同じだった！犯人扱いされたようで不快だった」と語っている。

上司は夫の苦悩を知っていた

手記では、翌日ご主人の上司に電話で連絡した際、上司から主人が悩んでいたということを開かされたたとある。上司は、知っていたのに救ってはくれなかったのだ。夫の遺書には、妻への詫びと「もうワカラナイ」との困惑した心境が書かれていた。会社に対する不信感が一気に湧き起こった。

Aさんは、「それまで主人が自死をするとは考えてもみなかった。ショックと驚きでいっぱいになった」という。「自分は主人がそんなに苦しんでいるとは、思わなかったし、捉えていなかった。ただ、仕事で悩んでいるのは、確かだった」と。地元に進出してきた某大手生産会社で、長年働いてきたが、ある日、不正処理の仕事をしてくれと上司に言われ、それには従えないと断ったことから、子会社に左遷され、慣れない仕事（ISO14000）をさせられるようになった。新しい仕事に変えてほしいといっても聞き入れてもらえなかった。「会社は知っていたのに、対処してもらえなかった」。結局は「肩たたきだったのだ」と、それが悔しいと訴える。

普通の主婦の生活から一変 - 周囲の対応の変化といたたまれなさ

夫が亡くなってから、「家族は偏見の目で見られるようになった」と語る。人に退けられ、1年間は引きこもりになった。電気をつけないと眠れず、睡眠薬を一時服用していた。

買い物に行っても、顔を見るとくると向きを変えられるようになった。そこで、買い物は夜の閉店前に出かけ、昼間は遠くの誰も知っている人がいないところできるようにした。

なぜ夫は苦悩を語らなかったのか

Aさんの話から察せられるのは、夫は亡くなるまでの日々を家族にも訴えることなく悶々として送っていたということ。そこで、様々な疑問や感慨が湧き起こる。その一つは、夫はなぜ苦痛や困難な状況下にあることを妻や周囲に話したり、相談しなかったのかということだ。妻は夫が優しく、まじめ

で会社の対応を理不尽と思いつつも仕事をこなしていたと回想する。家族を気遣い、心配かけまいと仕事のこと職場でのいざごごによる苦痛を気づかれないようにしていたのだ。それは家族を巻き込むのは、さらに辛いことと思ったのだろう。

「私は、本当に普通に主婦で、夫の仕事についてはよく分からなかった。亡くなる2週間前はひどく疲れた様子で、『仕事ができない』と言ったことがあると記憶している」と。その頃、子どもたちはそれぞれ独立して、経済的な負担もそれまでより少なくなっていた。「2人の子どもは大学を卒業し県外に就職してたから、夫がいつ会社を辞めてもよかったが、『うつ病』になっていてその判断ができなかったのです」とAさんは語っている。これから、夫婦のゆっくりした生活が始められると思っていた矢先であった。「なぜそのような苦痛を感じながらも働かなくてはならなかったのか・・・」その問いが、今でも妻の心に引っかかっている。そして、夫の命が奪われたことに無念と腹立たしさがこみあげてくるのだ。それは、自分にも向けられてくる。なぜ、気付かなかったのかと。気づいていればきっと引きとめた。

職場で板挟みとなっていた夫 - 職場での重圧から抜け出せない環境

Aさんの事例から次のようなことが見えてくる。仕事について悩んでいたAさんの夫だが、何度も職場の上司に相談していた。またその上司も夫が悩んでいることを認識していた。なのに、なぜ……。自死を回避する機会は何度かあったはずなのに。悔やまれてしかたない。上司は気づいていたのになぜ、何も対策を取ってくれなかったのか。疑惑の謎は解けないままだった。

②Bさん（50代、男性、母親が自死）の場合

自己と他者から感じる二次被害

Bさんはまず、二次被害について、偏見や差別は外側からと内側からとがあると話した。

例えば、家族が犯罪加害者となった場合、周囲に対する態度も自ずと変

わってくるし、周囲からも違ってみられるようになる。

(自死) 遺族も同じで、「前日までは自死に対する“偏見”を持っていたのに、急にその状況になった」ということ。「相手からもそう思われているのではないか」という怖れが大きい。「見られるのが嫌だ」そのことが、「社会の偏見を生んでいるのではないか」と語る。

(家族が)「自死するとは思っていなかった」ということ。また怖れから、死因を隠すのだと。母親は、他県で亡くなった。そして葬儀もそこで済ませ、現在のところに戻ってきたが、しかし、自らの顔をさらすことまではやはりできなかった。意識しないでもよいものを意識していた。

それからというものの、精神科に通っている。ただ、服薬はしていない。昔は「きちがい病院だといった」(これも)「内側からの偏見」ではないか。

それまでは、勝手な死、わざわざ死ななくてもという考えもあった。母は、今から11年前に亡くなった。75歳だった。当時、父と3人暮らしだった。

その後、ある自死遺族の会に入り、(自分の思いが)思い過ごしや思い込みであったと思えるようになっていった。後ろめたさがあり・・・、しかし、周囲は変わっていなかった、(ただ)見えてしまっている。他人の視線を(気にしている)自分があった。

来年、13回忌を迎える。その当時を冷静に思い返すと、地元新聞に載っていた自死遺族の活動の記事も5～6年たってやっと写真が見られるようになってきた。だが、(街頭で募金活動の際)「家族を殺して」や「勝手に死んだのに」などと60から70代の男性に言われたことがあり、「自殺」が「自死」という言葉に変わっても変わらないのではと思う。また、自殺予防のモデルキャンペーンが他県で行われたりしているが、果たしてその効果があるのか、かえってよくなかったのではと疑問に思うと言う。

ハローワークに通っているが、職が決まらないので、うつになるし、うつの症状になる、という。しかし、抗精神薬がかえって自死(自殺)を増やしたケースもあるということを目にすると言うBさんは、家族の自死を経験してからは、それ以前の心身の状態に戻れないとその苦痛を語った。そして、

根元を絶つことが大切なのではないかと訴えている。

自然災害や「逆縁」による遺族間の悲嘆の違い

さらにBさんは、自死遺族からは、他の死因による遺族からの差別や偏見もあるとも語った。震災という自然災害により家族を亡くした遺族からは、死因の違いによる差別や偏見の目で見られたと。ここでも自死で家族を亡くしたと言えない辛さが、悲嘆をさらに強めることになる。

また、子どもが親より先に亡くなる「逆縁」の場合は、同じ自死遺族でも遺された親は悲しみや苦痛をいっそう募らせることとなる。そのことで遺族間の悲嘆の分かち合いも一通りにはいかないこともあり、悲嘆の違いもあると語った。このような遺族間における違和感は、また別の偏見と差別の様相を見せているようだ。

③Cさん（50代、女性、息子が自死）の場合

もっと話しておきたかった

息子が30代でなくなったCさん。それから2年を超えた。悲しみは、(乗り越える)と言うのではなく、「悲しみと一緒に生きていく」という気持ちである。(故人のことが)「愛しいと感じることで居心地よくなってくる」。(それは)「悲しいことで話ができる。悲しみがなくなったらつまらない」と言う。

(生前)「息子が、『もっと対話したい』と言っていたが、「私の本音をぶつければ良かった」「仮面をかぶっていた」。(息子が)「楽にしてあげるよ」と言ったが、(その時)「止めてほしかったのではないかと思います」「サインは出していたはずだ」とも思う。

夫の親戚から対応を責められた。また夫の親が家の中で自死したと口外したので、家を売りに出すときは、(不動産としての)価値が低くなっていると思う」と。

息子が亡くなった後は、周囲から偏見で見られるようになった。町内会でも顔をそむけられたりたり、挨拶をされなくなるなど不自然だと感じている。

悲しみをずっと持っていたいー悲しみは慈しみ

2年前の出来事であり、まだ家族を自死で亡くしたことの悲しみや苦悩の強く残った状態のように感じられた。ただ、悲しみはずっと持っていたい、「悲しみと一緒に生きていく」とのことばが印象的だった。この言葉は、インタビューした遺族のどの方からも語られた。自死について、他者からは偏見や時には非難の目で見られたり、厳しい言葉を投げかけられても、しっかり遺族を抱いていたい慈しみをもって見守り、見守られたいという気持ちが強く感じられた。Oさんの場合、息子さんとまだ30歳そこそこでお若かったということもあり、寂しさや悔しさは強いと感じられた。

他者からの非難への忍耐と自責の念

親族からの厳しい非難が電話で語られた時も一人で耐えた。家族が、自死が自宅であったことを口外したことで、今後家屋の売買で不利益が生じるのではとの心配がある。自死遺族は身近な人々によって引き起こされるという感じがしたという。自己については、なぜ「話がしたい」と言っていた息子ともっと話さなかったのだろうかとの後悔の念が強く残っている。あの時、話していれば、何を語りたかったのだろうか。話していればこんなことには……。などの思いが強く残る。

自責の念は、多くの自死遺族に見られることである。Cさんもそうだ。ただ、それも悲しみの一部と考えられるのであろう。遺族となってそれほど時間が立っていないのも、まだ悲しみや苦悩が強いことに繋がっているのかもしれない。しかし、「悲しみと一緒に生きていく」という言葉が印象に残った。遺族にとって、悲しみも大切な精神的支えなのだ。

若林は、自死で子どもを亡くした親については子どもの死について親戚や子どもの級友から責められ、その死がすべて親の責任であるかのような「心ない残酷な言葉が投げかけられる」と述べている（『自殺した子どもの親たち』2003：16）。これは、子どもを亡くしたことによる自責の念が強い親たちに、さらに追い打ちをかける耐え難い状態に追い込むことに他ならない。

④Dさん（60代、女性、息子が自死）の場合

息子の死を無駄にしないという決意が自助グループ結成へ

息子が亡くなって、10年余が立つ。警察官だった息子は当時30代。官舎で妻と子どもの3人暮らしをしていた。ある飲酒運転による人身事故の事故処理係になってから休みなし、家族だんらんの時間もなくなり、心を病んでいったようだったと振り返る。精一杯仕事に打ち込んで、そして人間関係、言葉の暴力などで自分を追い詰めていったようだと語る。

その結果、心を病み、その後自死を決意して命を絶ったという。Dさんは息子をそこまで追いつめたものは何か。そして息子が、自分を責め続けて逝ってしまったことなど、そんな息子の苦しみに寄り添えず、また助けることのできなかつた自分を責め続けたという。

支援グループとの意思の違いに悩む

Dさんは、息子を亡くした後3日間は、息子の後を追いつた死のうと二度の未遂もしたが、死ねなかった。眠らず泣いたという。その苦しい状態から助けを求めて、カウンセリングの専門機関や行政のシンポジウムへの参加で支援を求めた。しかし、支援となる反応はなく、そこで決意したのが“自分のことは自分でやるしかない”ということだった。「分かち合いの会」という自死遺族が互いに苦しみや悲しみを語り合う会を立ち上げることにした。

それに先立ち支援団体が主催するファシリテーター養成講座に参加。しかし、自死についての率直な話し合いではなかったと回想する。喪失体験のロールプレイで、「遺族として、と前置きし・・・亡くなった息子の話をすると・・・、「自分には重すぎて聞けません」と何人かに言われ、「(自死した)わが子の死を犬、猫、引っ越しの悲しみと同じ舞台上で語られることに深く傷ついた」と。また、「自死した人たちも言葉により心が傷つき、うつになり死へと追い込まれた事例が多いようだが、自死遺族の場合も同じで、言葉は大切である」と訴える。たとえば、「あなただけが遺族ではないでしょ」や「遺族の心は分かっています！私は専門家ですから」などのことばである。

また、分かち合いの会の立ち上げを息子が亡くなって半年後にやろうとしたことに対しては、「普通にありえない」や「異常で少し狂っているんじゃないの」との非難も浴びた。このような非難の言葉や自死遺族とはこのようなものと一律に捉えようとする一部の専門家たちの支援の仕方に遺族の心は傷つくのだという。これらが、二次被害となると指摘する。

Dさんは自死遺族による分かち合いの会を立ち上げ、また全国に向けて自死遺族の会同士のネットワークを作り上げてきた。また、これら二次被害と呼ばれる非難の言動については、要望書を作成し国に訴えてきた。さらに、不動産に関する不当な扱いについての自死遺族等権利保護研究会を結成し、遺族の被害の状況について、またその解決についての研究と支援を続けている。

⑤ Eさん（60代、男性、妻が自死）の場合

Eさんの妻は、約7年前自宅で命を絶った。帰宅した二男が発見した。当時大学生だった。縊死であった。二男は簡単に状況を話したが、誰もそのことは深く聞かなかつた。その日は金曜日夕方になっていたので、土・日を開けて（その間冷蔵）月曜日に検死が行われたと当時のことを語った。

「悲しみ」は家族でも違う

当時、長男は勤めていて家庭を持ち一児をもうけていた。四男が高校を卒業した年であった。当初は家族で話した。時間の経過と共に悲しみに違いが出て来て話す時間は減っていった。息子たちとは個別で話すようにした。

自分は初めのころ、とても苦しい気持ちに襲われた。それは気が付かなかったという自責の念や様々な感情が自分の意思とは関係なく湧き上がってくるものだった。誰かに自分の胸に手を入れられ、心臓をつかまれているという感じで重苦しく呼吸をするにも力を入れなければならないという苦しさで、立つことがやっとの状態だった。

ネットで検索して「わかちあいの会」に参加したり、自死関連のシンポジウムや講演会、東京いのちの電話のホームページに書いてある「あなたのせ

いではありません」の言葉に慰められ、自分の気持ちを落ち着かせるため様々な場所を訪れたり、書かれた物を読んだりしていた。

悲しみは、人それぞれ違いがある。そしてそれは、その人自身が感じる個別の悲しみであり尊重されるべきことである。正解等は無く、また比べるものでもないと言う。

当事者でなければ話せないこと

様々な「わかちあいの会」に参加した。初めは自助グループ、支援者グループ等の違いも分からず参加した。そのうち少し客観的に考える時も持てるようになって来て、違いを感じるようになって来た。当事者でない支援者がいる会では自然と話すことにブレーキをかけていることに気付いた。

遺族でもそれぞれ違いがあって、自身が行きたいと思う会に参加すればいいと思うと言う。ただまだ、「自死遺族のわかちあい」はどういう場所なのか、どのような会があるのか情報がすくなくすぎるのが現状だと指摘する。

そして、1年経った頃からいくつかの会のスタッフとして参加するようになり、複数の行政・自助グループ「わかちあいの会」の立ち上げに関わった。

人それぞれではあるが、些細なこと、様々なこと等で悩み疲れ、思考の幅が狭くなり自身の培ってきた判断能力や自由意思がうまく働かなくなっていくのではないかと考える。

「あれから仕事ができない」日々

後日、インタビューの中で、「あの時から、仕事はしていない」と言われたことに、その理由は何かをお尋ねした。それは、他の遺族の方からもそのようなことを聞いたからである。Eさんは、あくまでも自分の場合と前置きして、「以前のようなレベルで仕事ができなくなり、この状態で仕事をしたら仕事の依頼がなくなるだろう」というのが大きな理由と説明された。そして、「底知れぬ悲しみの中で、脳の働きも変わったような気がする」と。また、他の遺族の方の場合では、「仕事上、他の人とのかわりができない」や「近

所のパート等の仕事でどうしても亡くなった家族の話が出てきて耐えられない」などの理由を上げられた。

ただ、遺族の方々も様々で、かえって仕事があったので気持ちがその時はまぎれたという方もおられ、一概に結論づけられないというのがご意見であった。

人それぞれの人生や歩みがあるように、遺族になられたことでのその後の生活やそれに向けての気持ちの持ち方、捉え方、日々の送り方などが違っていても不思議ではない。

不動産物件やキャンペーンについて感じる偏見

自死という死因に対してみられる差別・偏見があるのは、社会にある根拠のない風潮からではないか。人は生まれてきて必ず亡くなるのである。生きてきたその人の尊厳を尊重する社会であるべきである。不動産物件については、社会が感じている嫌悪感が偏見となって、二次被害をもたらすと考える。

ポスターやキャンペーンについても当事者に聴くことが大切なのではないか。「助けられなかったのか」や「予防」についても当事者と考えることが必要ではないか。亡くなった人にはもう聞くことはできないが、残された一番身近にいた遺族が誰よりも知っていることがあり、何故亡くなったのか繰り返しよく考えている。以前より話す遺族は増えている。遺族の話を書く機会を増やすべきだと感じる。

2) 調査内容から見える二次被害

自死についての遺族と社会の受け止め方のギャップ

家族の自死によって今までの生活が大きく変わったと聞き取りで、全員が語っていた。それは、自死遺族の多くが、ある日突然、家族の自死を知らされ、あるいは遭遇しており、ほとんどの場合が予期しなかったと話していることから推察できる。中には、自死を予感していたという場合もあるようだが、それがどのような時に、またどのような場面でやってくるかの予想は

できなかったようだ。しかし、現実はいのけようとしてもそこに事実としてあり、そこから多くの遺族の生活が一変することになる。聞き取りに応じた方々からもそのようであったと伺った。また、当初は家族を失くしたことで悲嘆にくれる日々であったとも語られた。

その中の一人Dさんは、手記にも4カ月後の思いとして綴っている。そこには、家族を亡くしたことでの悲嘆、自責、後悔と様々な苦痛の日々を過ごしたことが描かれている。そして、次第に亡くしたことの事実を受け止めようと冷静に考えていく過程も綴られているが、苦しみの軽減ではない。むしろ、新たな苦しみの始まりであった。それは周囲から向けられる偏見、また無理解、決めつけや人の尊厳を思いやらない蔑みの言動から受けるものであった。それらをDさんは、二次被害という。自死で家族を亡くしたという悲しみ、苦しみの次に今度は、周囲の自死への偏見や遺族の悲嘆に対する無理解、無神経また、偏見から来る差別やさらには軽蔑などが遺族をさらに苦しめていく現実があると言う。

今回の調査で、遺族の方々が一様に家族の自死後、周囲からの冷たい視線や対応に苦しんだという種々の事実がわかった。それらは、家族、親戚からの批判、非難等々、また激しさを極めたものもあって、その中でじっと耐えてきたと語った遺族もあった。

そして、不動産物件について現時点では被害がないものの将来売買する際には、価値が下がるのではとの心配をしている遺族もあった。その背景には、自死があった家屋や場所については不動産価値が低く見積もられ、賃貸建物では損害賠償の要求を受ける場合があるからである。この賃貸建物についての損害賠償については、次の第3節2) 自死による「事故物件」と二次被害で取り上げる。

第3節 聞き取り調査からみえる二次被害の実態と課題

1. 二次被害の実態

二次被害と一括りで捉えることは難しい。それぞれの遺族が個別に持って

いる体験であり、その時の状況や感じ取った辛さ、苦痛や悲嘆によっても異なる。遺族の中には、「わたしは、二次被害は受けていない」と言う方、また「二次被害と言うには違うように思う」と述べられた方もおられた。きわめてデリケートで個人的なことと捉える事も出来よう。

では、二次被害をどうとらえるか、これらの聞き取りから、自死遺族が二次被害と捉えているものは何かを考えてみる。

自死者と自死遺族への尊厳が傷つけられることの内面の葛藤

5つの事例から、言えることまた、共通して語られたことは、自死遺族、自死者共に尊厳が守られていないという主張である。これは極めて主観的ともいえる。Bさんが、二次被害について偏見や差別は外側からと内側からとがあると語っていたが、内側から見てみると、それは自分自身についての尊厳の問題ともとれる。つまり、それまで自死について、ほとんど関係ない、他人事と思っていたことが、一気に自分のこと、家族のこととなってしまったのだから、心に動揺がないはずはない。それは、「まさか」「事実だろうか」との現実と受け取れない、受容できないことなのだ。

次に心の葛藤が起こる。それはあるいは、自分が持っていた自死への偏見から来るものではないか。Bさんの話からそれが見えてくる。偏見の対象が、今度は自分に向けられるということにやりきれなさを覚えるということ。事実Bさんは、誰も知らないはずなのに、偏見の目で見られているような気がしたと言いい、これは自分がかつて自死に対して抱いていたものが自分に向けられてきたことだと話している。

そのように考えてくると、自死について語るのは容易でないことが分かってくる。そこには、自分を客観的に捉えることが必要となってくるからだ。またそれには時間や環境が大切なのかもしれない。聞き取りに応じてくれた方々は一応にそのことを主張されている。

遺族の訴える二次被害との葛藤

自死に対する偏見については、遺族により訴えられている二次被害があるのも事実である。それは、遺族にとってまるで“壁”のように立ちはだかる障害と言える。

Aさんの事例では自死が労働災害（以下、「労災」とは認められなかった。それは、「心理的負荷」という点であった。労災には、外傷によるものと、精神的傷害からの大きく2つの事由がある。このうち後者については、なかなか労災として認定されにくいのである。それは物的証拠が少ないなど立証が難しい点にある。

これと同じようなことが、賃貸の不動産物件で起こっている。自死のあったアパート、マンションなどの部屋や建物は、「瑕疵物件」とされ、事故物件の扱いとなる。瑕疵とは、きず、欠陥のことだが、ではどのような欠陥なのか。ここで問題とされることは、「心理的瑕疵」である。

2. 二次被害の問題と課題をどうとらえるか

1) 自死と労働災害認定の問題

厚い労働災害認定の壁

前述のAさんの場合、会社は、夫が仕事をうまくこなせていないことやそれによる苦痛も知っていた。そのことを夫の死後知った。会社の上司は知っていたながら、何の配慮も行わなかった。会社への不信感と怒りは募るばかりだった。Aさんの話から、当時のいろいろな状況が見えてくる。

会社に対し労災を申し立てたいと思い、労働基準局へ相談したが、労災による自死とは認められなかった。その理由を「ICD-10では中程度で自殺するほどの程度ではない」と言われたと記憶している。また、労災認定となる基準には点数が足りないとも。結局、泣き寝入りのような結果となった。

しかし、実際、夫は、半年に3度の配置転換をされたのだ。それは、部長からの不正処理の強要、それを断った夫への肩たたき目的の配置転換だった。夫は、慣れない仕事をさせられ、「仕事が難しい」「できない」と弱音を

吐くようになっていった。亡くなる2週間ぐらい前には、上司に「今までの仕事とガラリと変わりどうしていいかわからない」と相談したのだが、「何とかやってみましょう」とかわされたという。その仕事は、翌年1月からは夫が主になって進めることになっていた。

これらの事実は、夫の死後分かったことで、会社は、夫が苦悩しているのを知りながら、何も対処をしてくれなかったのだ。上司は、そのことを夫の死後妻に語った。それがとても悔しいという。そのようなことを労働基準局に相談した際、それは上司に従うべきとの回答だったという。労災認定となると同僚の証言もある。申し立てに労基署が動いたのが半年後で時間が立ったということもあるが、同僚も自分自身のために口をつぐんでいたのではないかと思われる。Aさんは言う。それは、誰の証言かを会社に伝えるようだったと。

申し出自体も遅くなったのだが、それは夫を自死で亡くす・・・というショックが大きかったことにある。まるで地獄に落ちた思いだったとAさんは、回想する。眠れない日々が続く、食事を作ることができないなど夫の死後しばらくは、立ち上がれないほど心身共に落ち込んだ。体重は2週間で一気に7キロも落ち、肩こり、腰痛等で朝になっても布団から起きあがるのも一苦勞であった。そのため、長年の仕事も集中できず辞めてしまったという。

このような状態で遺族が労災の認定の申請の手続きをすることは、大変な負担である。結局は申請を取り下げることとなった。一般に精神的苦痛による労災認定はハードルが高い。その主な理由は、身体の怪我と違って心の傷は見えにくいといわれることにある³⁾。そこで労災認定はどのようになっているのか。それは、次のような基準が設けられてある。

労災：労働者災害補償保険法第1条；

労働者災害補償保険は、業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等に対して迅速かつ公正な保護をするため、必要な保険給付を行い、あわせて、業務上の事由又は通勤により負傷し、又は疾病にかかった労働者の社会復帰の促進、当該労働者及びその遺族の援護、労働者の安全及び衛生の確保を図り、もって労働

者の福祉の増進に寄与することを目的とする

また、同法第7条では、労働者の業務上による負傷、疾病、障害又は死亡と通勤によるそれと2つに分けて定めている⁴⁾。

では、「肩たたき」など上司からの嫌がらせや今では「パワハラ（パワーハラスメント）」といわれる権限を持つ者からの無理な仕事の押し付けや圧力等によるうつ症状やそれによるうつ病の発症は、労災上どのように位置づけられるのか。その根拠となるものが「職場における心理的負荷評価表」である。これは、精神疾患を労災認定する際の判断基準とされ、労働基準監督署が認定判断に用いているものである。そのように、「必ずしも会社での出来事が原因でうつ病になったとは言い切れない」との理由で労災認定が下りないケースが多かったという⁵⁾。

2) 自死による「事故物件」

二次被害として、不動産物件についてのトラブルがある。その中でも自死の起きたアパートなどの賃貸建物に対しての高額な補償が遺族に要求されること等があげられる。その中には、お祓い料を請求されることもある。賃貸物件で自死が起これば、不動産としての価値が下がるとされ、それによって借り手が減り、あるいはいなくなってしまうと所有者や不動産屋にとって、収入に大きな打撃となる。自死があった不動産物件は、事故物件、「瑕疵」がある物件として問題視されることが少なくないからである⁶⁾

「瑕疵」とは、きず、欠陥などの意であるが、特に、宅地、建物の売買において使われることが多い。瑕疵についての裁判所の見解では、自死（自殺）があった全ての物件が、瑕疵物件となるのではないとしている。大阪地裁は、平成11年2月18日、「例えば既存建物を取り壊し、新たな建物を建築してこれを第三者に売却するための土地建物の売買契約において、売買契約の2年前に建物内で首つり自殺があったことは、隠れた瑕疵には該当しない」と判示している⁷⁾。

賃貸物件における家族の自死と「心理的瑕疵」をめぐる諸問題

では、自死が起きた賃貸物件で、家賃補償が要求されるのはなぜか。それは、「心理的瑕疵」として問題視されることにある。心理的瑕疵の定義はないが、社会通念上で受け取られる観念と感情に左右されることの多い精神的・心理的なものと捉えられる。ことに宅地建物の売買においては、「心理的瑕疵」は大きな意味を持つ。

自死遺族の権利保護問題を取り扱っている和泉貴士弁護士は、自死を理由に改修費用や賃料の差額分として1,000万円を請求された事例をあげ、心理的瑕疵と高額請求の問題について言及している。「孤独死では、新たな入居者にその事実を告知する必要はないと認めた裁判例があるが、自殺は告知義務を求められるのが現状。入居者がいやな気分になるからという心理的瑕疵（かし）の概念が不動産業界では当然とされているが、そもそも曖昧で非科学的な考え方であり問題だ」と指摘する⁸⁾。

フリーライターの杉山は、「事故物件」と高額補償の問題について、心理的瑕疵がいかにか大きな影響を及ぼしているか、40代で一人暮らしの女性がアパートの浴室で練炭自殺をした事例を上げて指摘している。

（両親は）警察署の遺体安置所で（娘）と対面した。翌日に検死。三日目に火葬した。

…

その日のうちに不動産屋で家主の番号をきいて、迷惑をかけたと詫びの電話を入れた。思いがけず、電話口からは罵倒する声が響いた。「自殺などされては、これからアパートに人がはいらない。その分の家賃補償をしてくれ」と言う。悔みの言葉はなかった。（その後）人を頼み、部屋を精一杯きれいに掃除して、汚れがないことを確認し、（翌月）に引き渡した。

この事例の場合、総額720万円の高額補償が遺族に請求され、内訳は次の通りである。

「練炭自殺なので、ユニットバス本体が傷んでいるわけではない。居室部

分も綺麗だ」とその請求を疑問視する。

1) 家賃補償：6年8カ月分（家賃：95,000円）

契約が残っている8カ月+2年分を全額+2割引で2年間+5割引でさらに2年間

2) その他の費用：ユニット交換費用：483,000円、

アパート全体の床、壁、天井、網戸の張り替え、押入れの布団棚の付け替え、アコーディオンカーテン、インターホン、キッチンの照明の改装工事代、室内清掃代：436,275円

3) 敷金3カ月分を差し引き・・・ 総計：1) + 2) - 3) = 720万円（杉山、2016：207-208）

賃貸物件で自死による瑕疵物件は、前述のように心理的瑕疵での様々な要求が家族に向けられる。まず、貸主が次の借主に引き渡す際に原状回復の補償金の請求が生じる。前述した「心理的瑕疵」については、自死ゆえにその物件の値打ちが下がること、また入居者が減少、若しくはなくなるとのオーナーからの損害賠償要求となる。この場合だれが支払うべきなのかは、まずは、連帯保証人にその責務が出てくる。家族の場合が多い。また、家族にはそのほか自死者を出したことの責務として損害賠償が求められることとなる。家族は、立场上貸主の請求に応じ支払うことになるが、それは正当な請求、請求金額となっているかが問題となるところである。

この賃貸物件での自死については、様々のトラブルが生じている。これについては、民法第400条の「善良なる管理者の注意義務」が根拠としてあり、自死が意図的の死とみなされる場合、損害賠償が生じることになる。問題は、その損害賠償額が、際限なく要求される場合があり、法外な金額と思われる請求がなされることがありたびたび訴訟問題となっている。また、お祓い料には相場はなく、さらに心理的瑕疵についても確かな定義がないとすると借り主の連帯保証人となっている家族は払えないほどの請求金額に途方に暮れてしまうことになる。

これが、病死、孤独死などの「自然死」である場合はこのような、要求はさせることはあまりなく、まさに、自死遺族にとっての二次被害となっている。

第3章 二次被害に対しての自死遺族の要望―「自死」の言葉に置換する期待

このように自死ゆえの被害、自死遺族だからということでの様々な心理的、社会的損害を二次被害として自死遺族は捉えている。それは、自死というものへの偏見や差別から起きていると考えざるを得ない事例が少なくないからである。

自死遺族への二次被害については、5名の自死遺族への聞き取りとそれから見えてきた様々な心理的、精神的、社会的などの苦痛、悲しみといった問題を上げた。そこには生活のしづらさ、将来への不安などが語られた。また、過労や「肩たたき」といった嫌がらせによる自死の労災認定の際の「心理的負荷評価」の問題や不動産物件における心理的瑕疵という事故物件に対する高額請求の問題などがあげられた。

二次被害については、今回の聞き取り調査で分かったほかにもさまざまな事項についての要望がある。全国自死遺族連絡会が国に提出した要望書やグリーンケア・サポートプラザが提案している事項を筆者が次のように分野別にまとめた。

A. 人権や尊厳に関連すること

- ①「自殺」という言葉を「自死」に換え、自殺対策における文言への統一
- ②自死者の名誉回復宣言 - 自死者の人格の尊厳と名誉の擁護と回復
- ③自殺対策基本法第9条（法制上の措置など）に関する「自殺者及び未遂者並びにこれらの者の親族の二次被害者保護法（仮称）の提案

B. 自殺対策施策について

- ①諸外国の例に拘わらず、日本だからこそその施策を

②「行政の場から、『門前払い』や『たらい回し』の一掃」を要求

③自死遺族への支援内容は自死遺族による決定に

C. 自死遺族への総合支援

「心のケア」に偏った自死遺族支援でなく、遺族の様々な要望に応えられる「総合支援」の具体的実行

D. 生活に関するもの

労働問題・学校教育・経済問題・社会福祉問題等々、うつの症状が出ない様な抜本的対策

E. 精神科医療体制に関するもの

①うつ病の治療が正しくできる医療への変換、現在の治療体制の改革、治療者の資質向上に向けた施策の実施、薬物治療分野の総点検、精神療法分野の拡充、診療報酬体系の改善等

②精神病患者会や家族会への治療（治すこと・治る為）の正しい精神科医療知識の普及

③「精神科医療機関に『安易につながらない』ことを検討」することの要求

④受診歴のある自死者に関する受診した病院での診断・処方までの調査

F. 広報、メディアに関すること

①「自殺多発地帯はここです」と大々的に宣伝（？）するような、活動や報道の規制

②相談機関の内容をわかりやすく、個々に届くような広報の徹底と継続

G. 相談に関すること

①苦しんでいる人を探し出すより、相談機関につながってもらう方法に

力を入れ、相談してきた人の手はしっかりとつなぎ離さない。

- ②相談を受けた人が、全て「ソーシャルワーカー」的役割を担う意識が大切。
- ③スクールカウンセラーではなく、スクールソーシャルワーカーの配置を。不登校やいじめ等児童生徒の問題解決は、「こころ」だけではなく総合的な支援を。
- ④「ゲートキーパー養成」を行う前に、住民サービスの基本の徹底を。
- ⑤自死遺族の「わかちあい」という名目で、行政が自死遺族の会を主催することは、自死への差別。
- ⑥「支援者被害」－民間団体や行政の「遺された人の苦痛を和らげる」施策で逆に多数の自死遺族が傷ついている。

H. 社会教育、予防教育について

- ①社会教育における「思いやり」精神の一層の啓発－人間味を、そして他者への「思いやり」を大切にしていく社会啓発活動をさまざまな分野で賦活していく
- ②幼稚園から行う100年先を見通しての総合的な施策を講じる。

I. 調査に関すること

「遺族支援」といううたい文句で、遺族を集めたり、知り合いの遺族を紹介させたりしての調査は行わない

これらが示すように、自死遺族の二次被害に対しての訴えは、多岐にわたっている。これらの事項の中で、「A. 人権や尊厳に関連すること」の①「自殺」という言葉を「自死」に換え、自殺対策における文言を統一と挙げられていることについては、今回の聞き取り調査で共通した願い、訴えであった。全国自死遺族連絡会は、要望の理由を次のように述べている。

「自死」という文言を国が率先して使うことが、自死が追い込まれた末の死であり、個人の問題ではなく、社会の問題として提言できること、自殺という言葉を書くだけでゾッとするとか、自殺という文字をみると寒気がする、という今の社会が変わり、多くの国民が普通に自死問題に関心を持つことになり、人に優しい社会になると思います。言葉を殺伐とした自殺ではなく、自死という言葉に変えることは自死した人たちの命の尊厳を守ることにもなります¹⁾

このように自死という言葉が普通に使われることは、単に置き換えられたということ以上の意味を持つ。それは、自死によって家族を亡くした自死遺族にとって極めて重要な論点となっている。この点について自死遺族支援の観点から清水新二は、「自死」の言葉を使う理由として次の2つの点から説明している。

第一点は、「自死」の言葉が持つ「自らを殺す」との表現が遺族には、辛いくむごい響きでありとし、「到底受け入れられないとの思いから、自死の言葉への置換がいわば異議申し立てのごとくに望まれた」との見解である。そして、異議申し立ての相手とは、「自殺などする人は、意志が弱いからだ、結局逃げたのだ、卑怯だ責任放棄だ等々、自殺に対する一般的な理解、イメージ」であるとする。

第二点に、言葉の置換が持つ効果を上げる。それは「言葉の置換作用はこれまでのイメージの脱色作用をもつことがあり、その結果現実を変える（新たに構築する）力を持ちうるが大いにありうる」というものである。そして、「自死」の言葉への置換により、「『自殺』に染みついた一般的イメージも社会的取り組みのイメージも変わりうる」と言う（清水、2009：221-222）。

そのような点を鑑みると、これまで使われてきた「自殺」という言葉を「自死」に変えることは、一般の人々にとってはまだ馴染みのない言葉であり違和感を覚えるにしても、遺族にとっては心理的にも社会的にも重大な事項である。「自死」に置換されることは遺族にとっての念願であり、長年にわたり要求してきたことなのである。

「自死」への言葉の置換についての反論

一方、「自死」という言葉が全面的に使われることへの抵抗感や危機感を抱く人も少なくはない。それは、自殺抑制の効果が落ちるのではとの危惧からである。

自殺の心理的剖検や自死遺族の精神保健の問題に取り組んできた張賢徳は、「自死」と言う言葉には消極的な考えを持つ。それは、「自ら選んだ死」を意味するとの見解からである。「日本では切腹や神風特攻隊という特殊だが非常に象徴的な自殺形態があったために、自殺は個人の理性的な決断であるという認識が広く持たれている」として、「自死」の言葉は、かつての「人には死ぬ権利があり」、「自殺は正常な決断」の結果であるとなれば、自殺予防は難しくなるのではないかと危惧を抱いている（張 賢徳：2006、56-57）。

以上のことを鑑みて言えることは、「自死」あるいは、「自殺」といういずれの言葉を用いるかについては、どのような視点で、あるいは視座で捉えているかを考えてみる必要があるのではないかということ。そして、大切なことは、その言葉が使われることで傷つく人がいるのではないか、苦しませることにならないかを考える配慮や思いやりの心である。

自死遺族にとって、「自殺」という言葉が人としての尊厳を著しく傷つけられるというのであれば、少なくとも遺族に対しては「自死」の言葉が使われる配慮があつてしかるべきであろう。一方その際、両側面から考えてみることは重要であり、きっぱりと定義付けて割り切ってしまうことが果たして重要なかどうかの検討や2つの言葉の使い方についての慎重さが求められるところである。

第4章 自死遺族への二次被害はなぜ起こるのか

第1節 二次被害の様々な要因の層と絡み合い

自死遺族への二次被害を考えると、そこには様々な要因が層を構成し、互いに絡み合い、影響し合っているとみられる。3章で、多様な分野における二次被害を分類して紹介したが、聞き取り調査からも、親族や周囲の人々

との関係が気まづくなり、また職場や地域社会との関係にも変化から生活しづらく感じたと言う。また、自殺予防キャンペーンなどの政策や自死遺族支援においても苦痛を感じた遺族があった。それは自死に対する偏見や差別から来ていると遺族は感じていた。そこで、背景にあるものを考えたい。

まず、第一義的に底辺を形成している層は、自死ということに対する偏見や差別という「自死」の言葉や意味といったそれ自体がもたらしている問題の存在である。それは、従前からの自死の原因が自死者自体の問題であると捉えられていることであり、その者の性格の脆弱性、社会的関係性の希薄などが挙げられている。

一方これについては、2006年に自殺対策基本法が制定され、その第二条には「自殺が個人的な問題としてのみとらえられるべきものではなく、その背景に様々な社会的要因がある」と明記されたことで、少しずつは自死への考えが個人的なものだけではなく、社会問題として考えられるようになってきてはいる。

ただ、このことが家族の問題として、かえって強く意識されるようになってきたのではとの危惧がある。自殺予防対策が強化されるにつれ、「なぜ、家族が自死の兆候（サイン）に気づかなかったのか」や「家族間に何か問題があったのではないか」との視線が強まったのではないだろうか。今回のインタビューでも自死遺族が街頭で募金活動をしていると、「家族を殺して」や「勝手に死んだのに」などの声を浴びせられたと語った遺族があった。

ではなぜ、自死について家族や家族関係に関心が向き、時に問題視されるのだろうか。それは自死遺族の二次被害を考えるときの第二義的層と捉えられよう。そこには、「家」という我が国の特異な歴史的、倫理的、また文化的な社会構造が考えられる。では、わが国での家の存在や役割、価値観というものはどのようなものだろうか。

日本人と「家」の観点から大原は、わが国で、「家」の存在が強まったのは、鎌倉時代からという。「武士が支配階級になると家族制度が硬化し、家の絶対視が始まる」とし、『家』を中心にしてできあがった日本人の人間関

係は封建時代を経て現代にまで、何らかの形でその影響を及ぼしている」とし、また、「自殺にあらわれた日本人の『家』の概念は、「青年後期から壮年期にかけての親子心中、とりわけ母子心中に如実に示される」という（大原、1972：20-21）。このような自死と「家」の関係は、自死者の死を家族との関係に結び付け傾向が、わが国では強いと考えられる。

しかし一方で、わが国の特異ともいえる社会的、文化的な自死への捉え方の存在もあると考えられる。これを第三義的層と捉えられる。つまり、文学や戯曲で表現される自死への悲哀感や憂き目にあった者への憐憫といった哀れ感である。時には、美化され芸術の様相も見られ、一種のあこがれのように思われたりする。これが己の境遇と重なって捉えられたりすると、後追いや群発自死を招きかねない事態となる。ただ偏見や差別がある一方で、文化や芸術にまでも取り上げられるというわが国の自死に対しての見方、文化的な価値観が関係していると考えられる。

この社会・文化的価値観が絡んで複雑な層が相互に影響しあう自死についての捉え方は、一方で、「自分や自分の家族がそうでなくてよかった」との人々の反応からも見る事ができる。自分や家族など関係する人々に及ばないこと、これは重要な視座ではないか。表現を変えるならば、対岸の火事であれば、「可哀そうに」とか、「なんとか救えなかったのだろうか」また、「家族は何をしていたのだろうか」など様々な考えや、ある種の悲哀感やはたまた批評めいた言葉が湧いてくるのだろう。この時、そう感じ、またそのような言葉を放った人には、批判したつもりでなくとも、その渦中にある者にとっては、心痛い言葉となる。また人々の視線も気になるところである。この時、他者の言動は、被害を与えてはいないつもりでも遺族にとっては被害となりうる。

自死についてのヨーロッパの歴史的背景

もう一つ、歴史的背景についても考える必要がある。それは、西洋での自死についての考えは、法制度や規則と絡んで罰則にも及ぶ場合があったということである。つまり、その時代その時における権力者や政権が、自死につ

いて「取り締まる」といった姿勢で臨んだ場合がある。歴史的に自死（自殺）が罪に問われてきたことは、既遂者や未遂者は罪を犯した者として、責められたり罰せられたりして本人の尊厳が甚だ損なわれる状況をたらしたと考えられる。そして、本人のみならずその家族も同様に扱われることとなった。

ヨーロッパ、ことにイギリスにおいては活発に自殺論が論議されてきた。このことについて「近世のイングランドにおける初期自殺論の特性について」松永は、「17・18世紀イギリスは、自殺が基本的に法的には殺人以上の大罪であり、キリスト教式葬儀と埋葬が禁止され、心神喪失と判定されない場合には土地や財産を没収され家族にも罣が及んだ時代」と説明している（松永 2002：13）。その歴史的背景に、4世紀後半から5世紀にかけてのローマ・カトリック教会の見解が大きく影響したことがある。

聖アウグスティヌス（Augustine of Hippo, Saint）をはじめとする初期教会の指導者らの教えがローマ・カトリック教会法に組み込まれ、後に英国国教会に取り入れられた。自殺とは悪魔のそそのかしによる行為だと明言され、教会評議会はこれを大罪とした（Evans & Farberow, 2004: 96-97）

そして、イギリスでは1961年の自殺法によって、自殺が犯罪となることはなくなったが、それは実に4世紀に渡って法による禁止がなされていたのである。このように、今では自殺が犯罪と捉えられることはなくなったのだが、「イギリスやアメリカの法律では、依然として自殺を犯罪とみなす感情が失われず、未遂は軽罪に問われ、心中は自殺の共犯とされている」という（上野正吉、小竹明：1965：161）。

「自死」は重いテーマ - 「スーイサイドルコミュニケーション」

自死遺族の支援に尽力してきた精神科医の平山正実は、「自死」という言葉の推進に努めてきた立場で、『『自死』は今もって『重い』テーマ』で、欧米でも、自死に関連したコミュニケーション：「スーイサイドルコミュニケー

ション」(suicidal communication)は成り立たないということを前提に議論を進める気風があると指摘する。先進国でも自死の問題はオープンに話せないという。なぜか、今後の研究課題であるようだが、平山もスムーズにコミュニケーションができるためには、どうしたらよいかの検討が必要と指摘する。そして、「自死とか精神障害に対する偏見と差別という問題として処理していった方がいいのか、あるいはもっと他の要因が隠されているのか今後の検討課題ではないかと思う」と問題提示している(平山 2009: 20)。

自死(自殺)が、「スーイサイドルコミュニケーション」として、いまだに、話題とすることがはばかれる一因がこのような歴史的背景、経緯にあると思われる。

「Suicide」(自死)の起源

「Suicide」という英語については、『オックスフォード英語辞典』(*Oxford English Dictionary*)によれば、“suicide”は、1651年に初めて英語として使われ、起源は近代ラテン語の“suicidium”であり、“suicidium”自体はラテン語で「自分」という意味の代名詞と「殺すこと」という意味の動詞が結合したものだ(Evans & Farberow 2004: xv)とある。

一方、わが国においての見解について、諸外国との比較から自殺について研究してきた布施は、自殺に対する考え方が近代に入ってから変わったとして、次のように述べている。

「自己を殺害する行為」としての「自殺」という漢字の言葉は、欧米文化の吸収に国をあげてのエネルギーが集中された明治以後に、欧米文化の強い影響下に使用され始めたものと考えられる。それまでの文献には「自殺」という語が見あたらないことから、この推察は正しいと思われる(布施、1990: 2-3)。

そこからは、「自殺」の言葉が、日本の歴史的な背景から少し違うニュアンスを感じさせる。そこで、次節では、これらの自死への見方、捉え方に影響

を与えてきたと思われるわが国の自死と死生観を歴史からアプローチする。

第2節 わが国の死生観と自死

1) 歴史と宗教の死生観から見る自死

西欧諸国では、キリスト教が宗教観だけでなく死生観や社会生活における善悪の基準、法的な刑罰等にも影響を及ぼしてきた。時の権力者はこのキリスト教を背景に様々な判断や価値観によって市民を統制してきたといえる。それは、自死についてもしかりであり、歴史的に、特に中世期以降は、自死は好まざる者、排除すべきものとして裁かれ違法との烙印を押されてきた感がある。

わが国の宗教では、6世紀中ごろに伝来してきた仏教がある。仏教以前では、神道があり、古代の人々の生活から生まれた宗教とされ、教義、経典などはないとされているが、人々の信仰を集めてきた仏教は、国民の社会生活に強く影響してきたといえよう。また、神道は、自然にその神性を感じ、古代人の生活のよりどころとされた民族宗教とされている。結婚式や正月、祭りなどの人生の節目となる行事や儀式において担ってきた役割は大きい。ではこれらの宗教はどのような死生観をわが国に及ぼし、日本人の人生観や生活観に影響を与えてきたのだろうか。特に、自死についてはどのような判断や規範を示してきたのだろうか。

実は、わが国においては自死（自殺）を明確に咎める教えや罰則は見当たらない。殊に仏教の伝来は、日本固来の死生観、「死を不浄とみ他界を常闇の冥界とみていたのに対し、仏教は死を神聖視し他界を極楽浄土とする考え方をあらたにもたらすと共に、従来の楽天的な日本人の人生観に対し、無常と穢土の思想感情を附与した」と西元宗助は述べている。そして、当時の記録史様子を記した『往生伝』から仏教徒が晩年には念仏して浄土を願樂する者が多かったと指摘する（西元 1966：333-34）。そこには、自死に対しての否定的な非難的な考えは、見られない。

鎌倉時代に入り、武士が活躍する社会では、自死（切腹）は上司への忠臣を表わすものとして命さえも捧げる潔さが称賛され、武士のたしなみともみ

なされた。近代社会になり、切腹という自死は見られなくなったが、精神的には受け継がれているのではないか。最後は、自殺してお詫びするとの遺書もあるのは、それを示しているともとれるのである。

わが国の歴史学者の源了圓は、「日本人の自殺の精神指摘背景」の中で、日本の特殊な文化的性格を指摘している。それは、日本の文化が情緒を基調としているのに対して、西欧の近代文化が知性と意志を基調としているという点である。その哲学的表現の代表は、デカルトであるとし、これはまた、「思弁や道徳的实践を基調とするインドや中国の文化とも異にする」と述べている（源 1966：395）。それは、死に関連して、自死が祟りであるとの観念をわが国の歴史において存在してきたとみることもできよう。それであれば、お祓は、身と心をきよめるといふ精神的浄化の儀式の一つとして考えられる。

一方で、自死については、寛容とまではいかないにしても、「しようがない」や「死を選ぶほかなかったのでは」との消極的ではあるが、容認している向きもわが国には存在していた。このことから考えて、自死について皆が処罰されるべきもの、制裁をうくべきものと捉えているとは言い難い。

このような異なった見方、捉え方は、どのようにしてわが国に起こり、また継続されてきたのだろうか。そしてこれらの見方、捉え方が自死遺族への二次被害、つまりは偏見と差別につながっているのだろうか。

この点については、歴史的にみると自死自体が差別的に見られるというより、仏教伝来以前の死に対しての不浄観、死の世界を闇の世界と捉えていた死生観が、今でも日本人の死生観の一部として受け継がれているように思われる。それが、自死遺族の二次被害にも影響を及ぼしている一因となっているのではないかと考えられる。

2) わが国の社会的風土から見た自死

「日本式の疎外」

一方、西欧との比較で日本人の自殺を研究してきたスチュワート・ピッケ

ンは、「日本における自殺の研究を精神医学的観点からのみ推し進めるのは、まったく不可能である」と主張する。その理由として、「自殺の論議には無関心な反応を示すことが多い」ことを上げ、一方で、「自殺の記事を読んだり、事件を見たりすると、異様な感じがし、不安になり、緊張すらある」と言いながら、「人間としての立場から関心を示す人はほとんどない」と言う。さらにピッケンは、自殺(自死)が起こる状況について、次のように指摘する。

社会制度の中での彼の役割を果たすために越えるべきではなかった一線を越えた時(または対応的に、彼が越えるべきだった一線を越えるのに失敗した時)、生まれる。・・・そのような事態となった結果、拒否機制が働き始め、最後には過ちを犯した個人を社会体制から追放することになる。強調しなければならないのは、これが西欧に見られるような、自ら課した、あるいは自ら選んだ疎外ではないことだ。日本式の疎外について回るのは、制度の厳しさが復帰を許さないという感情、どういふわけかどんな場合もそれは個人の過ちであるとする感じなのである。したがって、彼にとって、すべては終わりとなる(Picken, 1979: 235)。

ピッケンの指摘する「日本式の疎外」は、自死(自殺)に至る状況が個人に集中していくことを指している。さらにそこには、「強者生存社会」の存在が影響しているのではないかと述べている。わが国で起こっているいじめや受験地獄、過労自殺、介護自殺などは、この原則で、ある種、説明、納得できる面がある。さらに、ピッケンは封建主義に見られる拒否・追放の原則が作用しているとも述べている(Picken, 1979: 238)。

このことは、自死の家族、自死遺族の状況にも当てはまるのではないか。遺族の感じる孤立は、社会からの疎外であり、また社会からの拒否や追放ともいえる言動や対応には、そのことが背景にあるのではないか。二次被害の起こる日本の社会的土壌が見えてくる。

3) 遺族に対する非難と責務という二次被害

「家」という日本の社会構造

自死遺族への二次被害について、なぜ本人の自死がその家族に差別と偏見をもたらすのかを考える必要がある。明治時代以降、個人が「家」に属する者との見解が強くなった。そもそもわが国においては、集団の中の個人とみられた歴史があり、その背景には農耕文化が考えられる。この点で、自死についても「一家心中」や「親子心中」といった死を道連れにするケースがみられる。パンゲは西欧と比較して、フランスでも親子心中が存在するものの、それは突発的な精神抑鬱の兆候とされ、一方日本ではその伝統的に親子心中にある母子関係の重視等に根拠を置くものと指摘している (Pinguest 1984: 78-79)。

また、集団でどう見られるかを重視する日本人の傾向と体制から、逸脱した者への非難や、個人への責め、そして自死に追い込まれるという構図も見える。さらに、自死は個人だけのことではなく、その者の属する家族にまで批判の矛先が向けられると考えられる。これも自死遺族への二次被害が発生する要因の一つといえる。

このように、自死遺族に対する二次被害が、自死自体に対する偏見だけでなく、家族に対する責務を要求するような「家」の観念、また明治時代以降の西洋文化がもたらした自死についての罪の観念が「ねじれのように構造化」されて作りだされてきているとも考えられる。

自死遺族支援には、総合的支援が必要だと自死遺族の団体は声を上げている。つまり、一元的な支援でなく、多様で柔軟な考えや対応、そして何より一人ひとりの命にいかにか丁寧・持続的に支援していくかが重要視されているのであり、それはまた、社会を構成している各人の意識と国を始めての地道で継続的な意識改革と取り組みが、求められていることでもある。

具体的にどのような取り組みが、求められ進められていくのかについては、次稿で事例を上げながら考察する。

おわりに

このような数々の自死に関連する問題は、自死遺族の心身への負担、悩みになっている、「自死」ゆえに多額の損害賠償が要求されたり、自死ということで、人間関係が変わったり、偏見を持って見られたり、扱われたりするそのことが、「二次被害」であると今、自死遺族は社会に、国に訴えているのである。

人々が、自死で家族を亡くしたことで差別されずに日々の生活が送れること、また、偏見にとらわれないで前進することができること。これらは、基本的人権を保障している憲法の本質に基づくものである。

夫を亡くしたAさんはこう胸の内を話す。「自死遺族になり、心からの満足感を得ることができなくなりました。気持ちは悶々としたまま。夫の死後、息子が結婚し、孫が3人あります。それは夫が紡いでくれたような気がしていますが、夫の自死により家族の子や孫らにとって選択肢が困難な時に入ってこないかと心配や恐怖がある」と語っている。

このような次世代までも及ぶのではないかという心配や恐怖を感じる状態が遺族たちを苦しめないよう、早急な対策が望まれる。では、改善されるにはどうすればよいのか。その解決策はあるのか。それらについては、次稿で論考したい。

謝辞：このたびの聞き取り調査による研究論文に対し、お忙しい中また二次被害のことで苦しみや困難を抱えておられる中にも関わらず、ご協力くださいました自死遺族の方々に心より感謝申し上げます。

注

- 1) 要望 「【自殺】を【自死】という文言に統一すること」全国自死遺族連絡会「自殺総合対策大綱見直し（改正）に向けての提言第二案」より
- 2) 厚生労働省自殺対策推進室（2017、3月）「警察庁の自殺統計に基づく自殺者等の推移」：[http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-](http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou)

12200f

- 3) パワハラ110番; パワハラで労災認定を受けるには、2016: *ダイヤル・サービス株式会社*: <http://www.pow110.com/category3/entry38.html>
- 4) 厚生労働省労働基準局 「心理的負荷による精神障害後の認定基準について」 www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/.../dl/120215-01.pdf
- 5) 社) 安全衛生マネジメント協会: <https://www.aemk.or.jp/accident03.html>
- 6) 公益社団法人全日本不動産協会ホームページ: 「自殺に関する仲介会社の責任義務」 <http://www.zennichi.or.jp/law> (2017年3月26日最終閲覧)
- 7) 岩本 洋: 「心理的瑕疵と告知義務」(一財) 大阪府宅地建物取引士センターメールマガジン2015年10月号執筆分: http://www.otc.or.jp/page/mmg/m1510_2.html
- 8) 全国自死遺族連絡会: 第5回自死遺族等の権利保護シンポジウム: <http://mainichi.jp/articles/20160528/mog/00m/040/003000c>

文献

- 張賢徳 (2006) 『人はなぜ自殺するのか』 勉誠出版。
- Durkheim, E. (1897) *Suicide, Le風世紀* (=2005. 宮島喬=訳 『自殺論』 中央公論新社).
- Evans, Glen and Farberow, L.Norman (2004) The Encyclopedia of Suicide, New York.
(=2006 高橋祥友監修、小川真弓、徳永優子、吉田美樹訳、『自殺予防事典』 明石書店.)
- 源了円 (1966) 「明治以降の知識人の自殺とその精神的背景」 高坂正顕・白井二尚編 『日本人の自殺』 創文社、356-398.
- 平山正実 (1991) 『死生学とはなにか』 日本評論社。
- 平山正実=監修、グリーンケア・サポートプラザ=編 (2004) 『自ら逝ったあなた、遺された私ー家族の自死と向き合う』 朝日新聞出版: 13.

- 平山正実 (2009) 『自死遺族を支える』 エム・シー・ミュージズ.
- 布施豊正 (1990) 『自殺学入門—クロス・カルチュラル的考察』 誠信書房.
- 松永幸子: 近世イングランドにおける初期自殺論の特性—ジョン・ダンの場合. 東京大学大学院教育学研究科紀要42: 12. 2002.
- 内閣府編 (2016) 『自殺対策白書 (平成28年版)』 第1章第1節#10、内閣府.
- 内閣府 (2014) 「国際的にみた自殺の状況と外国人の自殺の状況」『自殺対策白書』 35.
- 西元宗助 (1966) 「わが国の仏教と自殺」高坂正顕・臼井二尚編『日本人の自殺』創文社、333-355.
- 大原健士郎 (1965) 『日本の自殺—孤独と不安の解明—』 誠信書房.
- 大原健士郎 (1972) 『自殺論』 太陽出版.
- 大原健士郎 (1996) 『「生きること」と「死ぬこと」人はなぜ自殺するのか』 朝日新聞社.
- Pinguet, Maurice (1984) *La mort volontaire au Japon* Editions Gallimard (=1986, 竹内信夫訳『自死の日本史』筑摩書房)
- Picken, Stuart D. B. (1979) *Suicide: Japan and the West*, The Simul Press, Inc. (堀たお子訳『日本人の自殺—西欧との比較』サイマル出版会).
- 清水新二(2009) 「自死という用語—なぜ言葉の置き換えなのか」『現代のエスプリ』 501(4), 220-223.
- Shneidman, E. S. (1985) *Definition of Suicide*, John Wiley Sons Inc. (= 2003, 白石徳満・白石幸子訳『自殺とは何か』誠信書房.)
- 杉山 春 (2016) 「自死は向き合える」第1回『世界』Nov. no.888 岩波書店.
- 上野正吉、小竹明 (1965) 「自殺」『世界大百科事典』 10, 161、平凡社.
- World Health Organization (2014) *Preventing Suicide: a global Imperative*. (=2014 小高真美、高井美智子、山内貴史ほか『自殺を予防する世界の緊急課題』(独) 国立精神・神経医療研究センター 精神保健研究所 自殺予防センター.)
- 山口和浩、根岸親、藤原匡宣 (2008) 「自死遺族が直面する現実」『自殺実

態白書2008【第二版】』自殺実態解析プロジェクトチーム編、NPO法人
自殺対策支援センター ライフリンク.

What are the secondary harms suffered by *jishi-izoku*?

An investigation of actual conditions with backgrounds from interviews

OKAMOTO Yoko

Japan has begun to face the problem of suicide (*"jishi"*=end one's own life) through legal measures: the Basic Act on Suicide Prevention (Countermeasures) in 2006. One of the reasons to adopt such measures to prevent suicides is that more than 30,000 people annually had ended their own lives in the 14 years period from 1998 to 2006. Recently however, especially since 2012, the numbers of suicides have been less than 30,000. The Ministry of Health, Labor and Welfare reports that the provisional figure of suicides were less than 21,900 in 2016. This figure shows that the number of suicides decreased by about 10,000 since 2009.

However, this number remains a challenging issue in Japan. Moreover, the 2016 figure shows only a single year's total. However, the cumulative total is 600,000 since 1998 when more than 30,000 people ended their own lives. These suicides cause grief and suffering for many *jishi-izoku* =bereaved families, relatives, friends and others.

It is estimated, given the average size of the Japanese family is 2.38 in 2015(Statistics Bureau, Ministry of Internal Affairs and Communications), that more than 15 million family members have been harmed by suicide. This suggests that one in 8 Japanese have been suffered from a suicide, which illustrates how many Japanese people have experienced suffering through the suicide of others.

Until now, there has been little discussion or concern over the prejudice and discrimination faced by *jishi-izoku* as a social problem.

However, *jishi-izoku* themselves have begun to take action on these

problematic issues of prejudice and discrimination in Japanese society in this matter, and have made demands to the government to address their situations.

Research on *jishi-izoku* shows that they suffer from various problems in Japan including mental and physical sufferings as well as problems with daily living, and economic and social damage. This paper examines these secondary damages and shows that these damages to *iishi-izoku* are related to Japanese social structures that are the result of historical and cultural influences.